

ID: 129

担当部署: 健康福祉課

<b>処分の概要</b>	身体障害者用自動車改造費用助成金給付の決定		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町障害者地域生活支援事業実施規則 第92条		
<b>例規番号</b>	平成27年規則第14号		
<b>【基準】</b>			
<p>第89条及び第92条の規定による。 (対象者)</p> <p>第89条 この事業の対象者は、町内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 上肢、下肢又は体幹機能の障害等級が3級以上に該当する者</p> <p>(2) 自ら所有し運転する自動車の操向装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者</p> <p>(3) 当該年度から起算して過去5年間のうち、この事業に基づく助成金の給付を受けていない者。ただし、災害等のためやむを得ないと町長が認める場合は、この限りではない。</p> <p>(決定)</p> <p>第92条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、その適否を決定し、その旨を身体障害者用自動車改造費用助成金給付決定・却下通知書(様式第39号)により申請者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日